

(件名)

“ふじのくに” 規制改革会議

(地域振興局地域振興課)

1 要旨

- ・本県では、地方創生に向けた魅力ある地域づくりを進めていく上で、地域ニーズに即応した地方創生施策と規制改革を両輪で推進する観点から、既存の「美しい“ふじのくに” まち・ひと・しごと創生県民会議」の分科会組織として、平成 28 年度に“ふじのくに” 規制改革会議を設置した。
- ・県と 35 市町がそれぞれ会議を設置することによる事務の重複を解消するため、地方版規制改革会議を県・市町が共同で設置・運営し、魅力ある地域圏の形成に向けた取組のより一層の強化を図っている。
- ・平成 28 年度からこれまで、本部会議を 4 回、中部会議を 1 回開催している。

2 これまでの主な提案・対応結果

(1) 提案内容

分野	主な提案内容	件数
産業振興	仮設交通信号機設置による交通誘導員の配置省略	29
土地利用	小規模な市町農振計画変更に係る知事協議の簡略化	39
健康福祉	病院等管理者の兼任に係る県基準の緩和	20
その他	スプリンクラー設置基準の見直し	13
計		101

(2) 提案内容ごとの対応結果

措置の分類 提案の種類	対応 (対応予定 を含む。)	規制を維持			継続 検討	国の 回答待ち	合計	
		現行制度内で 対応可能と 確認	条件を満 たせば可 能性あり	対応 困難				
規制 緩和	9	7	19	14	4	7	60	
	県・市町 規制	7	6	18	10	1	—	42
	国規制	2	1	1	4	3	7	18
その他 <予算要望・施策提言>	2	3	11	25	0	0	41	
合計	11	10	30	39	4	7	101	

※規制改革に関する提案 60 件のみ当会議で審議。

3 “ふじのくに” 規制改革会議 本部会議 委員

区分		団体名	役職	氏名
常任 委員	産業・経済	一般社団法人静岡県商工会議所 連合会	会長	酒井 公夫【議長】
		静岡県中小企業団体中央会	会長	諏訪部 敏之
	金融	一般財団法人静岡県銀行協会	会長	柴田 久
	教育	公益社団法人ふじのくに 地域・大学コンソーシアム	理事長	石井 潔
	子育て	静岡県保育士会	会長	吉川 慶子
	観光・交流	公益財団法人静岡県国際交流協会	会長	高貝 亮
	地域課題等	株式会社エムスクエア・ラボ	代表取締役	加藤 百合子
	男女共同	特定非営利活動法人静岡県男女 共同参画センター交流会議	代表理事	大國 田鶴子
専門 委員	法律	ときわ綜合法律事務所	弁護士	河村 正史
	健康・福祉	一般社団法人静岡県医師会	会長	紀平 幸一
		公益社団法人静岡県病院協会	会長	毛利 博
		社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	会長	神原 啓文
	雇用	日本労働組合総連合会静岡県 連合会	会長	中西 清文
	農業	静岡県農業協同組合中央会	会長	鈴木 勝
	林業	静岡県森林組合連合会	代表理事 副会長	岡本 均
	水産業	静岡県漁業協同組合連合会	代表理事会長	荒川 邦夫
	土地利用	学校法人新静岡学園	理事長	三枝 幸文

4 主な成果事例

(1) 土地利用関係

	提案内容	対応要旨	対応結果
1	<p>【県規制】</p> <p>市町農業振興計画の円滑な実施のため、小規模な市町農振計画変更にかかる県知事協議手続きの簡略化を提案する。</p> <p>①青地編入（全面積）：県との事前協議は書面協議の形式的審査とする</p> <p>②小規模（申請面積が、30a以下の件目のみ）の青地除外：県との事前協議は書面協議の形式的審査とする</p>	<p>県事務取扱要領を改正し、手続きを簡略化した。</p> <p>①青地編入：事前協議を書面協議の形式的審査に変更した。</p> <p>②青地除外：書類審査・現地調査は引き続き行うが、現地調査を写真等での確認に代えられる場合には、省略することとした。</p>	対応予定
2	<p>【県規制】</p> <p>市町の都市計画決定において、県や市の上位計画に一致した都市計画であれば、事務的な負担が増加しないように配慮し、各協議に係る手続きの簡略化を提案する。</p>	<p>本庁と土木事務所がそれぞれ審査すべき事項を明確化した「協議の視点」を作成した。</p>	対応
3	<p>【焼津市規制】</p> <p>焼津市内で、企業誘致、産業振興のために市街化調整区域内でも柔軟に水産加工場、冷蔵庫等の建設を可能にしてほしい。</p>	<p>水産加工場、冷蔵庫建設等の建設については、現状でも焼津市は、市街化調整区域に建設を認めている。</p>	<p>現行制度内で対応可能と確認</p>

(2) 健康福祉関係

	提案内容	対応要旨	対応結果
1	<p>【静岡市規制】</p> <p>静岡市内の介護付有料老人ホームに対する指導検査（高齢者福祉課所管で契約書類等の確認）と実地指導（介護保険課所管で介護業務の適切性等の確認）の実施時期を少なくとも2ヶ月以上は空けてほしい。</p>	<p>特に指導の必要性が高い場合を除き、2ヶ月以上空けて指導検査と実地指導を行うこととした。</p>	対応
2	<p>【県規制】</p> <p>静岡県では、医療機関の管理者となれるのを2箇所までに限定している。特別養護老人ホームの管理者については、近年の情報システムや交通網の整備及び人手不足を鑑みて基準を緩和してほしい。</p>	<p>個別の実情に応じて、複数管理が認められる場合も考えられるため、県通知等の改正について、2019年度中に検討を進める。</p>	対応予定
3	<p>【静岡市規制】</p> <p>静岡市の介護保険サービスに係る通所施設の、管理者変更時の「参考様式2 職員の配置状況」の提出を不要としてほしい。</p>	<p>通所介護だけではなく、全サービスで書類提出を削減していく。</p>	対応予定
4	<p>【藤枝市規制】</p> <p>藤枝市の介護保険サービス事業者の管理者や共益費等の自費料金の変更時に要する事前相談を不要としてほしい。</p>	<p>変更の場合は、事業者から希望がある場合は事前相談を行っており、従前から必須ではない。</p>	<p>現行制度内で対応可能と確認</p>

(3) 産業振興関係

	提案内容	対応要旨	対応結果
1	<p>【県規制】 産業廃棄物処理施設の設備（破碎施設等）入れ替えの際の手続きを簡素化してほしい。</p>	<p>一定の中間処理施設に必要な設備においては、生活環境上の支障がないことが明らかになれば、環境調査等の省略が可能になると考えられるため、県要綱改正等も含め2019年度中に検討を進める。</p>	<p>対応予定</p>
2	<p>【国規制】 農地用に供されるビニールハウスについて、一部コンクリートが埋設されている場合でも、農地転用を不要としてほしい。</p>	<p>平成30年通常国会に農林水産省が改正案を提出し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により農業用ハウス等の内部を全面コンクリート張りとした場合でも農地転用に該当しないものとした。</p>	<p>対応</p>
3	<p>【静岡市規制】 公衆浴場法におけるSPA施設において、親子、友人などとの同室内複数施術が可能となるよう施設基準の変更を求める。</p>	<p>平成25年4月1日から施行された当該条例では、「個室内に設けられた脱衣室及び浴室は男子用及び女子用の別に分けることを要さない」としており、現行制度内で対応可能と確認した。</p>	<p>現行制度内で対応可能と確認</p>
4	<p>【県規制】 イチゴ狩り等でビニールハウスを利用する際の建築確認申請の必要性の有無について、県内で基準を統一してほしい。</p>	<p>イチゴ狩り施設のような、不特定多数が出入りする温室は、利用者の安全を確保するために、法に適合するよう建築確認申請が必要であり、県行政連絡会議基準総則「温室の取扱いについて」により県内で統一されている。</p>	<p>現行制度内で対応可能と確認</p>